議員報酬のあり方及びあるべき水準

(「答申」たたき台)

【総論】

1. 議員報酬のあり方(平成20年地方自治法改正)

地方分権改革の進展により、地方公共団体の権限や機能が拡大する中、地方議会の果たす役割と責任はますます重要となっており、地方議員に求められる活動領域も拡大していることから、地方議会議員の位置づけを明確化するため、所要の改正が行われた。(議員活動の責務の明示等は今後の課題。)

- ① 普通地方公共団体の議会の議員の活動のうち、議案の審査や議会運営の充実を図る目的で開催されている各会派の代表者会議、正副委員長会議、全員協議会等について、会議規則に定めることにより、議会活動の範囲に含まれ得ることを明確化した。(自治法§100⑫、資料番号1-2)
- ② 地方議会議員の位置づけを明確化する一環として、議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めることとした。 (自治法§203)

2. 議員活動の実態(会派との意見交換を踏まえ)

- ① 議会活動としては、本会議や委員会への出席はもとより、そのための調査や意見聴取、担当セクションとの意見交換等を行っている。また、住民の声を議会に反映するため、多くの人々からの要望や陳情を聞いている。
- ② 会派の活動として、所属議員での総会や部会毎の勉強会などが定期的に行われている。また、会派によっては、独自の視察や調査も実施している。
- ③ 議会閉会中には、地元活動が中心であり、地元の要望受けなどの個人としての政務調査活動が多くを占めている。これらの地元の意見をもとに会派に政策提言を行い、調査研究して、会派の賛同を得て、議員提案や知事提案の修正等を行っている。地元活動と政策調整活動は一連のものであり、切り離すことはできない。(後援会活動等と報酬の対象となる議員活動を区分することは困難。)
- ④ 政務調査費についても、政務調査活動と後援会活動等が密接に関連して おり、政務調査費の使い勝手に課題がある。
- ⑤ 議員としての活動が全くない日は年間で4~5日程度が平均との意見。

3. 現在の財政状況

- ・大阪府の現在の財政状況については、単年度では黒字となっているものの、中長期的には、平成30年代後半に収支不足となる時期があることが見込まれ、また、今後相当長期にわたり、これまでルール外で借り入れてきた減債基金の不足額が解消しないなど、今後とも予断を許さない厳しい状況にあることは変わりない。
- ・さらに、東日本大震災を受け、とりわけ湾岸部を擁する大阪府としては、 今後、震災対応等の危機管理に要する費用が新たにかつ緊急に必要なこと は明らか。

【各論】あるべき水準としての報酬額の考え方

(甲案) 議員の職務に応じたあるべき水準としての報酬額

・以下の指標を参考に、審議会としてあるべき水準を決める。

管理職等一般職の給与の状況(資料番号4)

管理職等一般職の給与改定率(資料番号5)

民間企業の役員等の報酬 (資料番号6)

消費者物価指数 (資料番号7)

(乙案) 厳しい財政状況を考慮し、職務に応じた額から減額した報酬額 [この場合、時限的な対応とすることが必要。]

> 例 1) 現在のカット後の水準(議会において政治的に判断されたもの) を、制度上の年収とする。

例2)期末手当を減額。

- (丙案)議員の職務に応じたあるべき水準を示し、厳しい財政状況への対応は 議会に自主的な判断を求める。
 - ・審議会としては、甲案で答申。
- ※ 議員報酬の相当部分が議員活動の原資に充てられている状況を踏まえ、 政務調査費について審議会として意見を述べる。